

(指導・助言等義務)

20．富山地裁 平成12年8月9日判決

(棄却、富山地裁平成8年(ワ)251号)TAINSコードZ999-0042

経理担当職員の不正を把握できるはずの税理士が、報告する義務を怠ったことで職員の横領により損害を被ったとして損害賠償を求めた訴訟で請求が棄却された事例

《事実の概要》

原告X(医師)は、90年11月の病院開設と同時に被告Y(税理士)と病院の税・財務書類の作成・会計帳簿の記帳・経営指導などの準委任契約を結んだ。ところが、平成5年3月に原告Xの取引銀行から同人名義の預金より現金が引き出されているとの指摘を受けたが、身に覚えがないため調べたところ経理担当職員が横領していることがわかった。

原告Xは、訴状の中で病院の経営上重大な問題が発生した場合には、病院の経営を把握している被告Yが、横領の事実を調査・観察のうえ、原告Xに直ちに報告する義務があると主張した。被告Yは、経理担当職員が口座や印鑑を所持していることを知っており、放置すれば横領額が増えるのも十分予測でき、直ちに報告してさえいれば、損害は十分に避けられたとして損害賠償を求めた。

《判決の要旨》

原被告間の契約は、正確な財務諸表の作成によって、原告Xの財政状態や経営成績を金融機関等の利害関係者に示すことができるようにすること、正確な税務書類の作成によって適正な納税ができることを目的とするもので、自己の財産に関する注意・危険は本来原告Xが負担すべきものであり、受任者に善管注意義務があることを考慮しても、受任者である被告に積極的に不正を発見すべき義務があるということとはできない。